

奈良県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営西和農地開発事業第二換地工区第四団地）の換地計画を定めた
ので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画
書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十七年十一月九日から同月三十日まで

二 縦覧場所

平群町役場